

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

花巻市

1 促進計画の区域

別紙の地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 平場地域

(1) 現況

本地域は、中央部を貫流する北上川流域に広く拓け、ほぼ平坦な耕地を形成しており、その立地条件を活かして水稻を主体に野菜、果樹等の園芸と畜産を併せた農業生産が展開されている。しかし、一部地域においては中山間地に類する生産条件となっていることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮しながら多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 中山間北部地域

(1) 現況

本地域は、たばこ、ぶどうを中心とした農業生産を展開してきたが、近年は転作作目として野菜や花きを導入し、経営の安定を図っている。しかし、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 中山間南部地域

(1) 現況

本地域は、水稻を主体とした農業生産を展開してきたが、近年は立地条件に適合した野菜、果樹の導入と耕畜連携による有機農業を促進し、経営の安定を図っている。しかし、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとと

もに、併せて、同項第 1 号及び第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	地域	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	平場地域	湯口区域、湯本区域、太田区域、笹間区域、矢沢区域、石鳥谷区域、八重畑区域、新堀区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号、第 3 号に掲げる事業
②		花巻地域、石鳥谷地域の上記以外の区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
③	中山間北部地域	大迫全域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号、第 3 号に掲げる事業
④	中山間南部地域	東和全域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号、第 3 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

なし

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第 3 条第 3 項第 2 号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が 1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
旧湯口村、旧大迫町
- (イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
旧湯口村
- (ウ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
旧大迫町、旧東和町
- (エ) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
旧矢沢村
- (オ) 地域の実態に応じて岩手県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域
旧湯本村、旧太田村、旧笹間村、旧矢沢村、旧石鳥谷町、旧八重畑村 2-1、旧新堀村

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、勾配田 1／20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上とする。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の交付対象とする。
- (イ) 緩傾斜農用地については、勾配田 1／100 以上 1／20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満とし、かつ次のいずれかである場合とする。
 - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る）。
 - (b) 緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中
山間地域の平均（高齢化率 30％、耕作放棄率田 5％、畑（草地含む） 10
％）以上である場合
 - (c) 土壌条件が著しく悪い場合
- (ウ) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地については、急傾斜農地及び緩傾斜農地
以外の農地で高齢化率 40％以上、耕作放棄率：田 8％以上、畑（草地含む。）
15％以上の農地
- (エ) 地域の実態に応じて岩手県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が
不利な地域においては、急傾斜農用地、緩傾斜農用地及び高齢化率（40％

以上)・耕作放棄地率(田8%以上、畑15%以上)の高い農地。

(2) 集落協定の共通事項

1) 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(3) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

認定農業者に準ずる者とは、花巻市水田農業推進協議会で策定された、花巻市水田農業ビジョンで担い手と位置づけられ、協議会が定めた要件を満たし、担い手リストに掲載されたものをいう。

(4) その他必要な事項

特になし。